観」の2つに大別し、代表的な景観及び方針を示しています。 また、これらの景観と調和のとれた美しい景観を守り育てていくための「周辺と調和した建築物・工作

物などの誘導」について方針を示します。

な景観形成に取り組んでいます。

地域特性に応じた 景観形成・保全の方針

〈市街地〉

市街地景観 主要沿道景観

〈田園地域〉

田園景観海辺景観

〈中山間地域〉

里地里山景観 森林景観

市を代表する景観形成・ 保全の方針

市を代表する景観の形成・保全

人々が育んだ歴史文化や 地域特性を活かした景観形成

市民・事業者の意識啓発

1

周辺と調和した建築物・工作物等の誘導による 景観形成・保全の方針

○美しい景観を守り育てていくため、平成21年に市全域を景観計画区域*とす

る「上越市景観計画」を策定し、景観の形成・保全に取り組んでいます。

○また、現在、環境色彩ガイドラインを定め市民や事業者と協力しながら良好

○今後もこれらの取組を継続して保全・活用すべき景観資産を市民と共有し、

上越らしい特色ある景観として、地形・気候や営みによって異なる「地域特性に応じた景観」と、歴

史・雪国文化を象徴する景観や山並み、日本海の夕日などの眺望をはじめとした「市を代表する景

協力を得ながら上越市らしい特色ある景観の形成・保全を図ります。

・周辺の景観に配慮した色彩の建築物・工作物の誘導や関係機関と連携した規制・誘導 ・専門家のアドバイザー制度による、よりよい景観づくりの推進

≪基本的な考え方≫

- ○上越市は、歴史的に複数の地域が独自の発展をたどっており、それぞれが特徴ある 地域資源や景観を有しています。
- ○これらの地域の特徴を活かすため、地域の個性を引き立たせることができるよう、地域特性に応じた景観の形成・保全を図ります。

1) 市街地などの景観形成・保全

①市街地景観

方針

- ・市街地景観の質を高めるため、適正な土地利用、地区計画*や建築協定などによる住民主体のルールづくりにより、周辺のまちなみと調和のとれた建築物の誘導を推進します。
- ・公園・緑地周辺の市街地では、緑と調和した都市景観の保全などを推進します。

≪市街地景観の例≫





高田公園 (高田周辺地域)

②主要沿道景観

方針

・都市の骨格を形成する主要幹線道路沿いの建物や工作物の外観、街路樹の整備 などにより、周囲のまちなみと調和した個性ある沿道景観の形成・保全を図り ます。

≪主要沿道景観の例≫



景観と調和のとれた歩道橋 (高田周辺地域)



周囲のまちなみと調和のとれた街路樹 (上越妙高駅周辺地域)

6 景観形成・保全の方針

114

2) 田園地域の景観形成・保全

①田園景観

・田園景観は、冬期間の強風から集落を守る屋敷林に覆われた農村集落と、一面 に広がる水田とが一体となった景観です。

・ 今後も田園景観の保全を図るとともに、田園景観のシンボルになるはさ木やため池の保全を検討します。

≪田園景観の例≫



屋敷林に覆われた集落(上越東部田園地域)



地域資源のはさ木(上越東部田園地域)



自然豊かな青野池 (上越東部田園地域)

②海辺景観

・海辺景観は、日本海に面する美しい海岸景観や、北西の強風による飛砂を防ぐ ために松林や竹垣が設けられた住宅などが一体となった景観です。

・市民の理解と協力を得ながら、海辺空間の緑化・美化活動などにより景観の形成・保全を図ります。

≪海辺景観の例≫



多様な機能を有する松林 (大潟・頸城(西部)地域)



竹垣のある住宅 (直江津周辺地域)

3) 中山間地域の景観形成・保全

①里地里山景観

- ・里地里山景観は、中山間地域の地形に沿った雑木林や農地、集落に加え、そこでの人々の暮らし、営みそのものが要素となって情緒ある景観を構成しています。
- ・雪国の中山間地域独自の生活文化によって作られてきた風景は、田舎体験など 人と自然との交流空間ともなることから、里地里山景観の保全を図ります。

≪里地里山景観の例≫



中山間地域の集落 (上越西部中山間地域)



棚田での田植え風景(安塚・浦川原・大島地域)

②森林景観

- ・森林景観は、この土地の地形・気候に応じた植生や人々の営みとともに形成される自然景観です。
- 方 ・また、地域の歴史や四季の彩りを感じることができ、市街地や田園景観の魅力 ・ を際立たせる背景としても重要です。
 - ・これら森林景観を継承するため、植林活動や下草刈などの森林施業の促進など により、自然豊かな山並み景観の保全を図ります。

≪森林景観の例≫



田麦ぶなの森園 (安塚·浦川原·大島地域)

(2) 市を代表する景観形成・保全の方針

≪基本的な考え方≫

○上越市を代表する景観として広く人々に共有されている歴史・雪国文化を象徴する 景観や山並み、日本海の夕日などの眺望をはじめとして、「魅力ある景観」を醸成し 次の世代に引き継ぐため、市民とともに景観の形成・保全を図ります。

1) 市を代表する景観の形成・保全

- ・歴史的建造物や寺町などの建築群について、文化振興・観光分野の施策と連携し、 歴史的雰囲気と周辺環境とが調和する一体的な景観の形成・保全を図ります。
- ・雁木のまちなみや雪山の遠景など、地域に根差した雪国特有の景観の形成・保 全に努めます。
- ・「日本棚田百選」に選ばれるなど、多くの人々にその美しさが共有され、中山 間地域特有の暮らしと営みの中で形成される棚田の保全を図ります。
- ・妙高山、米山など、地域を代表する山並や、日本海、岩礁海岸・砂丘海岸で形成される「海岸景観」と「夕日」が織りなす、日本海に面した上越市ならではの風景の形成・保全に努めます。
- ・市民や県との協働による河川空間の適切な利活用や維持管理を通じて、良好な 河川景観の形成・保全を図ります。

≪市を代表する景観の例≫



高田の雁木 (高田周辺地域)



夕日の沈む日本海 (名立地域)



寺町の寺院群 (高田周辺地域)



雪山と桜の遠景 (中郷地域)

2) 人々が育んだ歴史文化や地域特性を活かした景観形成・保全

- ・上越市は、様々な時代の歴史遺産と各時代の人々が育んできた文化を土壌とした都市です。
- ・こうした歴史文化の精神と伝統を受け継ぎ、文化財の掘り起こしや時代のニーズに即応した文化財の保全的活用を図り、次世代に継承する先人達の英知を感じることのできる景観の醸成を図ります。
- ・また、歴史文化に加えて地形や気候に応じた地域の個性を引き立たせることが できるような景観形成・保全を誘導します。

3) 市民・事業者の意識啓発

方針

- ・「魅力ある景観」を次の世代に引き継ぐためには、景観づくりの主体となる市 民・事業者・行政の各々が景観形成における役割を理解、認識し、互いに協働 しながら景観形成に取り組むことが必要です。
- ・そのため、広報活動などを通じ、景観に対する市民・事業者の意識啓発及び参加促進を図ります。

≪意識啓発の例≫



景観情報誌 (平成 26 年度発行)





住民参加の景観セミナー(安塚・浦川原・大島地域)

(3) 周辺と調和した建築物・工作物などの誘導による景観形成・保全の方針

方針

- ・調和のとれた美しい景観を守り育てていくため、周辺の景観に配慮した色彩の 建築物・工作物の規制・誘導に、関係機関と連携しながら取り組みます。
- ・周辺環境に調和した色彩、照明、デザインなど、専門家によるアドバイザー制度により、よりよい景観づくりに取り組みます。

《取組事例:上越市環境色彩ガイドライン》

- ○上越のまちなみは温かみのある穏やかな色調がベースとなっています。建築物などの色彩を考える際には周辺で使われている色の特徴をつかみ、周辺と調和した色で建物と建物のつながりをつくっていくことが大切です。
- ○周囲との調和のとれた美しい景観を守り育てていくために、規模にかかわらず建築物、工作物などの外部の色彩にかかわる行為を行う際の基調色として、推奨する色彩の範囲を定めています。



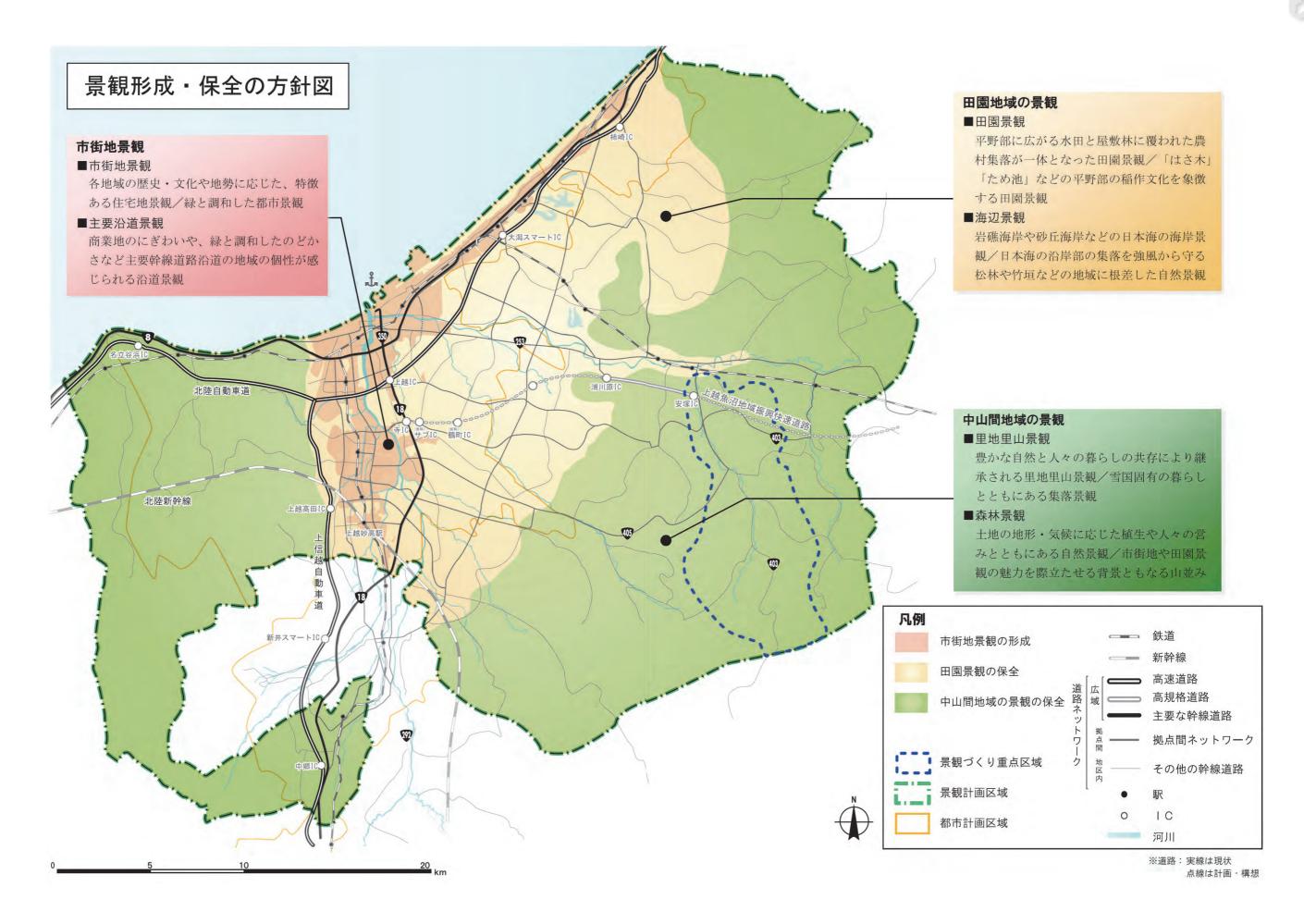
建築物や広告物の色彩は落ち着い たものを基本とします。



商店街などの色彩景観づくり

《取組事例:上越市景観アドバイザー制度》

○周辺環境に調和させるにはどのようなことに配慮したらよいかとの視点 から、色彩、照明、デザインなどについて、専門家によるアドバイスを 実施しています。

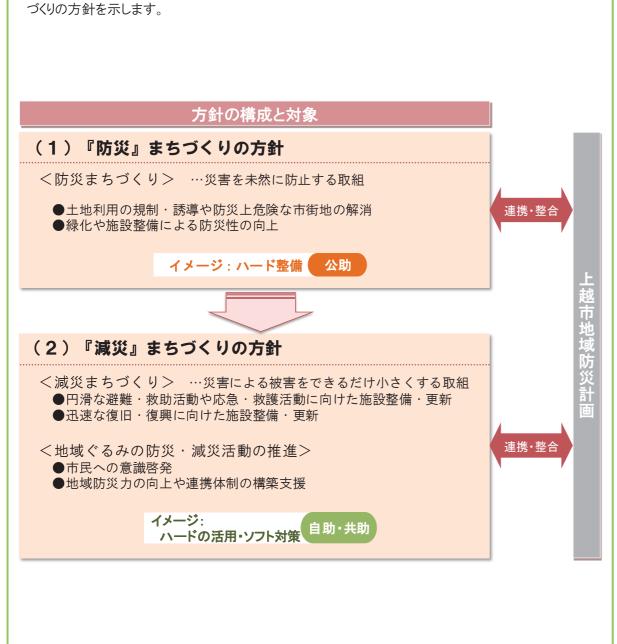


7 都市防災の方針

全体構想

- ○近年、相次ぐ風水害や雪害、土砂災害、地震などに伴い、市民生活や産業活動に多大な被害が発生しています。また、上越市でも各種災害の様々なリスクを抱えており、都市の防災に対する市民ニーズが高まっています。
- ○このような市民ニーズや東日本大震災の教訓を踏まえて、都市基盤整備により災害を未然に防ぐ「防災」対策に加え、人命の保護を最優先し、被害を最小限に抑える「減災」の視点から、ソフト*対策とハード*対策を組み合わせ、市民の安全・安心な暮らしを確保するまちを目指します。

災害を未然に防ぐ「防災」まちづくりと、人命の保護を最優先し、被害を最小限に抑える「減災」まちづくりの方針を示します。



124

(1)『防災』まちづくりの方針

≪基本的な考え方≫

- ○災害による被害の発生を未然に防止するため、土地利用やライフライン施設などの 様々な側面から『防災』まちづくりに取り組みます。
- ○市の特徴である雪と上手に付き合うことができるよう、雪に強いまちづくりに取り組みます。
- ○市民の日常生活を支える、安全・安心な住まいの形成に取り組みます。

1) 災害を未然に防止する『防災』まちづくりの推進

①災害の発生を防止する土地利用の規制・誘導

- ・各種ハザードマップ*(土砂災害、津波・洪水)などを踏まえ、災害の危険性を 考慮した計画的な土地利用の規制・誘導を推進します。
- ・用途地域*の指定により、住居、商業、工業などの適正な配置を誘導するとともに、準防火地域*や防火地域の指定により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の指導や火災に強い市街地の整備に努めます。
- ・地区計画*などの指定により、道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を推進します。

②市街地の防災性の向上

方

・雨水幹線整備などにより市街地内の雨水排水機能を高め、都市型水害*の防止を図ります。

・樹木・緑地は延焼防止や倒壊・落下物から歩行者などを保護する機能を果たす ことから、公共施設の緑化や市街地内緑地の保全を推進します。



樹木などによる防災効果イメージ

角

⑤応急・救護活動のための都市基盤の維持・確保

- ・国や県との連携により、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送 ネットワークの形成を促進します。
- ・都市公園*の適切な整備・維持管理を推進します。
- ・緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点な どの耐震性・耐雪性確保や、緊急輸送路の定期的な点検・補修を促進します。
- ・県などの関係機関と連携し、物資などの集積・配送の拠点となる輸送中継基地 の確保を促進します。

③ライフラインの防災性の確保

・電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設及び発電施設などのライフライン* について、関係事業者との連携により迅速な診断を促進し、耐震・耐浪性及び 代替性確保などの被害軽減に向けた対策を検討します。

④円滑な避難・救助活動を支える都市基盤整備

【避難路ネットワークの形成】

・十分な幅員を有する道路や緑道などを活用した避難路ネットワークや延焼遮断帯*の形成を図ります。

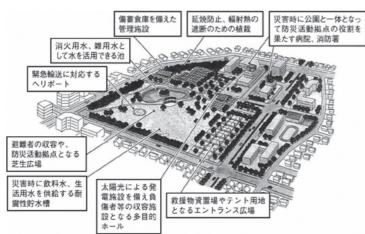
・避難路など周辺の建築物の不燃化や耐震化、延焼遮断帯*の配置により、安全な

・市街地における電柱倒壊による交通災害を回避するため、共同溝・電線共同溝 の設置や電柱を背割り線側に設置するなど安全な避難路の確保を検討します。

【避難場所・避難所の確保】

避難路の確保を推進します。

- ・公園緑地、広場などのオープンスペース*を活用した避難場所の整備を推進します。
- ・災害時の避難所となる学校などの公共施設の防災対策を検討します。
- ・避難場所及び避難経路などのオープンスペース*の確保に配慮した公共施設の 整備を推進します。
- ・避難場所や避難路などのユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・関係機関などと連携し、防災拠点や避難場所となる防災公園などの整備につい て検討します。



防災公園のイメージ 出典:国土交通省 HP



津波避難ビルとなっている 特定公共賃貸住宅 (直江津周辺地域)

2) 雪に強いまちづくりの推進

- ・消・融雪設備の維持管理や除雪体制の構築を促進し、冬期間の生活道路*や災害時の避難路など、道路空間の確保に努めます。
- ▌・融雪式、耐雪式、落雪式など、雪に強い克雪住宅*の普及を促進します。
- ・市民・NP0*などとの連携を図りながら、雪下ろしボランティアなどの中山間地域の施策により雪下ろしに伴う市民の負担軽減と危険防止に取り組みます。
- ・ 堆雪帯を確保したゆとりある道路幅員など、除雪を考慮した道路構造について 検討します。

3) 安全・安心に暮らせる住まいの形成

- ・住宅の耐震診断や耐震改修への支援により住宅の耐震化を促進し、良質で耐久 性に優れた住宅建築を促進します。
- ・耐震性の確保された公営住宅の整備・維持に努めます。

・放置された空き家は倒壊や火災、犯罪などに繋がる危険性があることから、空 き家となっている住宅の状況を把握し、撤去などの適切な管理や有効活用に向 けた仕組みを検討します。



(大潟·頸城(西部)地域)



空き家住宅

(2)『減災』まちづくりの方針

≪基本的な考え方≫

- ○人命の保護を最優先し、被害を最小限に抑える『減災』の視点から、避難路や避難 施設などの活用や市民・関係機関との連携に向けたソフト*対策を推進します。
- ○災害時においては「自助」「共助」の取組が不可欠となることから、市民の一人ひとり が防災に対して正しい知識や災害対応能力を持てるよう、市民への意識啓発などに より地域の防災活動を促進します。

1)被害を最小限に抑える『減災』まちづくりの推進

①円滑な避難対策

・防災分野の施策と連携し、市民との協働による安全でわかりやすい避難ルート の設定・周知など、災害時の円滑な避難に向けてソフト*面からも支援を検討し ます。

②迅速な復旧・復興に向けた対策

- ・迅速な救助、避難及び物資供給などの対応に向け、防災分野との連携により、 救命・救援ルート確保の優先度や早期の道路啓開*体制の確立について検討しま す。
- ・孤立するおそれのある集落におけるヘリコプターなど多様な移動・輸送手段の 確保に向けて、関係機関との連携により検討します。
- ・ 食料などの備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設などの災害応急対 策施設の充実に努めます。
 - ・二次災害による被害拡大を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定*」や「被災宅 地応急危険度判定*」の実施体制の構築を図り、迅速かつ的確な被害状況把握や 情報公開を促進します。

2) 地域の防災活動の推進

①市民への意識啓発

方針

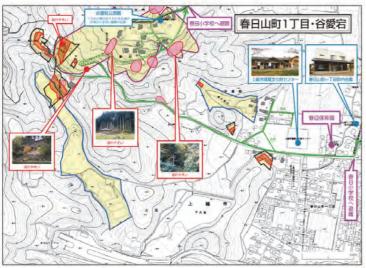
・市民が安全で円滑に避難できるよう、防災分野の施策と連携し、災害リスクや 避難所情報の周知徹底による意識啓発を図り、警戒避難*体制の整備を促進しま す。

《取組事例:市民への意識啓発》

- ○ハザードマップ*による災害リスクの周知や防災ガイドブック・避難所マップの配布
- ○指定避難所などにおける津波サインや誘導看板などの設置
- ○防災訓練などによる避難所などの周知徹底

<上越市土砂災害ハザードマップの一例>





②安全な土地利用の誘導

方針

- ・人口減少などを踏まえた長期的な視点により、災害リスクの高い地域からより 安全な地域への居住転換を促進するため、的確なリスク情報開示などに継続し て取り組みます。
- ・居住転換が必要な場合は農業分野などと調整・連携を図り、安全な暮らしや集 落の維持、農業の維持など様々な視点から市民とともに慎重に検討します。

③地域防災力の向上

方

・近隣住民、自主防災組織*、消防団及び防災士などの共助による防災への取組を支援します。

・地域の実情に応じた地区防災計画の策定促進と、計画に合わせた支援を検討します。

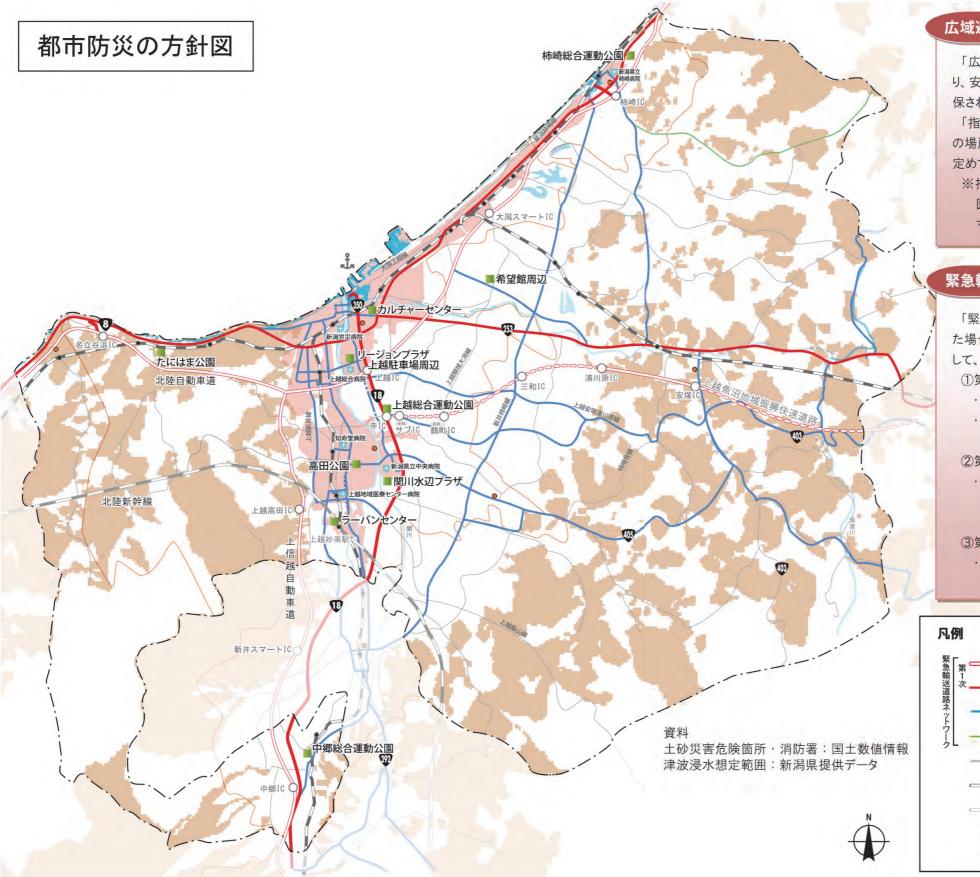
④連携体制の構築

5

・市民、地域、防災関係機関の各主体の役割分担の明確化を図るとともに、連携 体制の構築を推進します。

針

・各主体が、それぞれの責任のもとで災害の予防やモニタリング、応急対策、復 旧・復興の活動に取り組みます。



広域避難場所と指定緊急避難場所

「広域避難場所」は大規模火災時に熱や煙などから身を守り、安全を確保する場所で相当程度のオープンスペースが確保された公園などが指定されています。

「指定緊急避難場所」は一時的に身の安全を確保するため の場所や施設で、小・中学校や集会所などを災害種類ごとに 定めています。

※指定緊急避難場所は、市内に多数あることからここでは 図示していません。(上越市民防災ガイドブック・避難所 マップを参照)

緊急輸送道路

「緊急輸送道路」は、大規模な地震などの災害が発生した場合に、 救命活動や物資輸送を行うための重要な路線として、 県が指定している道路。

①第1次緊急輸送道路

- ・広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ・県庁所在地、地方中心都市、重要港湾および空港など を連絡する道路

②第2次緊急輸送道路

- ・第1次緊急輸送道路と市町村役場などの主要な防災拠点 (公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点など)を連絡 する道路
- ③第3次緊急輸送道路
- ・第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡 する道路



※道路:実線は現状 点線は計画・構想